

Q583. 休憩時間に関し労基法にはどのような定めがありますか。

労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与える必要があります（労基法34条1項）。

休憩時間は一斉付与が原則ですが、例外的に事業場単位で労使協定をした場合や、農漁業・諸種のサービス業など業務の性質上一斉休憩が困難な種類の業種の場合には、一斉付与の適用が除外されます（労基法40条、41条）。

休憩時間は労働者の自由に利用させる必要があります（労基法34条3項）。

休憩時間を与えるタイミングは、労働時間の途中であればどの段階でもよく、休憩時間の分割付与も可能です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成